

## 管 理 規 程

### 埼玉県流域下水道事業管理規程第六号

埼玉県下水道局文書管理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和六年七月五日

埼玉県下水道事業管理者 北 田 健 夫

埼玉県下水道局文書管理規程の一部を改正する規程

埼玉県下水道局文書管理規程（平成二十二年三月三十日流域下水道事業管理規程第七号）の一部を次のように改正する。

第三条の次に次の一条を加える。

（文書公開情報確認者）

第三条の二 文書公開情報確認者は、課にあつては第一号に掲げる者を、所にあつては第二号に掲げる者をもつて充てる。

- 一 主幹の職にある者又は課長が指定する者
- 二 担当部長の職にある者又は所長が指定する者

附 則

この規程は、令和六年八月一日から施行する。